

「料金設定権の在り方に関する研究会」 事業者ヒアリング資料

平成15年1月30日

東京通信ネットワーク株式会社

はじめに

本研究会にて、意見を述べさせていただく機会をいただいたことに感謝いたします。

今回のヒアリングにおきましては、あらかじめ、事務局殿からいただいた質問項目に沿って、弊社の考え方を述べさせていただきますが、利用者利便性の向上という観点から議論され、将来に向けて多様なサービスや料金が創出されるような「料金設定権の在り方」についての結論が出されることに期待します。

Q:これまで事業者間では、発側(顧客を獲得した側)、コストを多く負担している側、といった要素を考慮して、どの事業者が利用者料金を設定するかを決定してきたと考えられるところ、貴社は、どの事業者が料金設定するべきであると考えるか。また、その理由は何か。(固定電話発携帯電話着の接続協定に限らない。)

< 弊社意見 >

当該接続に関わる事業者の中で料金設定を希望する事業者は、誰もが自由に料金設定可能とすべき。

- 相互接続に関する料金設定は、当該接続に係る事業者間の協議により決定するものと認識していますが、技術的に困難である等の場合を除いて、1のサービスに対して1の料金設定でなければならないということはないと考えます。
- よって、「どの事業者が料金設定すべき」ということではなく、当該接続に係る全ての事業者の中で料金設定を希望する事業者は、誰もが自由に設定可能とすべきであると考えます。

- ▶ 料金設定権を携帯事業者に限定した場合の問題点は以下の通りと考えます。
 - ・発側の固定ユーザに料金の選択権がない。(着側ユーザがどの携帯事業者の端末を利用しているかにより決定される。)
 - ・発側の固定ユーザには料金水準がわからない。
 - ・選択権もなく料金水準もわからないまま、発側の固定ユーザは料金の支払義務を負っている。

- ▶ 発側の固定事業者にも料金設定権を認めることにより、利用者は競合する複数事業者の料金を自らの意志で選択可能となり、上記の問題は解決され、利用者の利便性が向上するものと考えます。

- ▶ また、複数事業者が競合することにより、料金の低廉化も期待されると考えます。

Q: 固定電話発携帯電話着の場合、通話にかかるコスト割合の多い携帯事業者が料金を設定する方が、利用者料金を引き下げやすいとの意見について、どのように考えるか。

< 弊社意見 >

料金設定権を有する事業者を発側固定事業者にも広げる方が、競争により利用者料金の低廉化が一層進むと考えます。

➤ 料金の低廉化は、コスト割合の多寡よりも、競争事業者の範囲拡大によりさらに進むものと考えます。

➤ 発側事業者にも料金設定権を与えることにより、競争が広範囲に行われることになり、着側携帯事業者のみが料金設定権を有する場合よりも、さらに利用者料金の低廉化が進むと考えます。

➤ なお、携帯発固定フリーフォン着の通話料は、現状でも固定事業者が料金設定しています。したがって、現状においても携帯事業者が関係する通話料について固定事業者が料金設定しているケースが存在しています。

Q: 中継接続については、ネットワークの効率性の観点から問題が指摘されているが、これについてどのように考えるか。

< 弊社意見 >

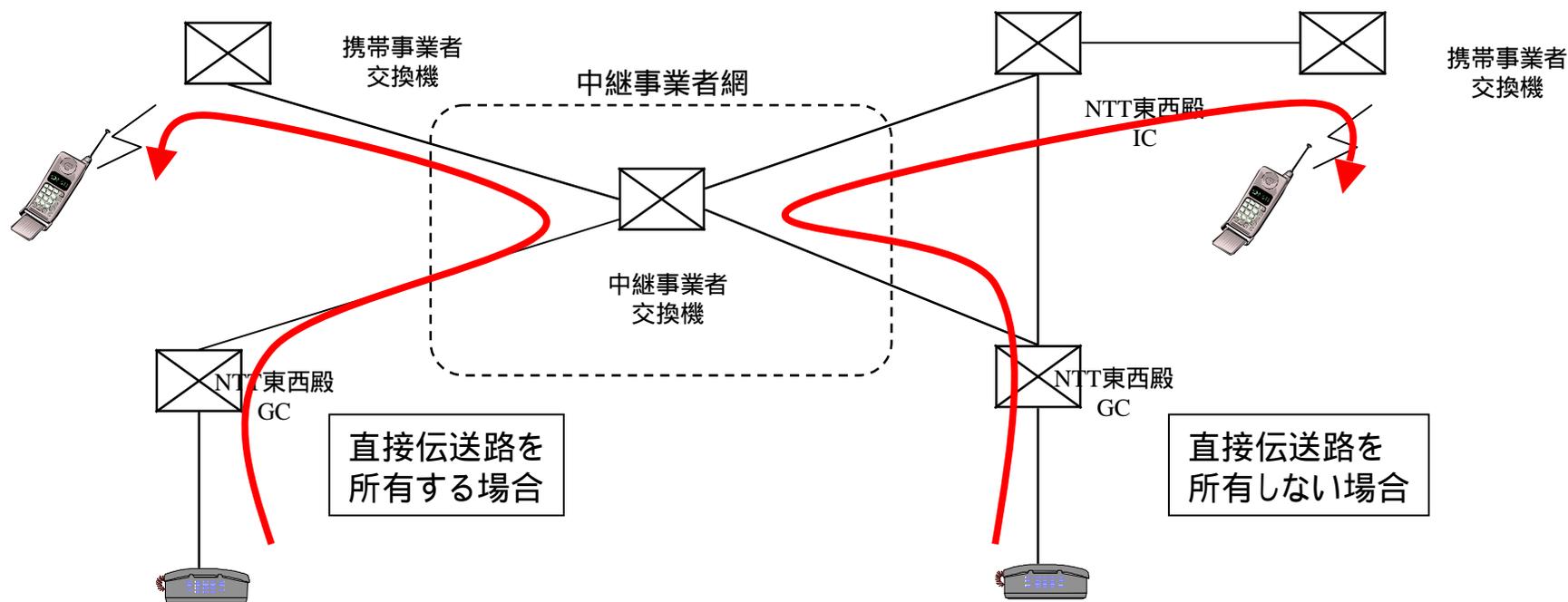
「NTT東西殿 中継事業者 携帯事業者」というルーチングは、効率性の観点からみても問題ないと考えます。

- ▶ 中継接続においては、従来の「NTT東西殿 携帯事業者」というルーチングと比較して、「NTT東西殿 中継事業者 NTT東西殿 携帯事業者」というルーチングになることからネットワーク効率が非効率との指摘があると認識しています。
- ▶ しかしながら、中継事業者が携帯電話事業者と直接の接続用伝送路を設置することにより、「NTT東西殿 中継事業者 携帯事業者」というルーチングも可能となります。このルーチングは、現在行われている「NTT東西殿 中継事業者 NCC直収」というルーチングとほぼ同じであり、効率性に関して何ら問題ないと考えます。
- ▶ また、「NTT東西殿 中継事業者 NTT東西殿 携帯事業者」というルーチングの場合でも、中継事業者が携帯電話事業者と直接の接続用伝送路を設置するかどうかは、その接続料との見合いで決定されるものであり、経済合理性に基づく意志決定が為されるものと考えます。

- ▶なお、現行の固定電話発携帯電話着の通話については、「最適なルーチングを行うために、発側の利用者から最も近い固定電話事業者の中継交換機と接続する」*1というルーチングをしていますが、中継接続においても同様に「最も近い固定電話事業者の中継交換機」経由の接続形態となると考えます。
- ▶よって、固定側と携帯側の接続点に関する効率性は現状と変わらないと考えます。

*1「諮問書」(H14.9.20 総務大臣)より

<ルーチングイメージ>



Q: 中継接続を導入する場合、利用者が事業者識別番号を付してダイヤルすることにより選択した事業者が利用者料金を設定し、また、マイライン制度の対象とするという方法があるが、どのように考えるか。

< 弊社意見 >

マイライン制度の対象とすべきである。

- 現行のマイライン制度は、「事業者識別番号のダイヤリングを省略して通話を可能とする仕組みであり、利用者利便を確保するための手段である」*2と述べられているとおり、中継接続を実現するには、マイライン制度と同等の機能が必須と考えます。

*2 『「優先接続導入に関する研究会」報告書』より

Q: 中継接続を導入する場合、必要な事項、期間及び費用について、ご説明いただきたい。

< 弊社意見 >

自社網の改修について、必要期間は半年、費用は1億円未満と想定しています。

- 自社の利用者料金の請求に関するシステムの改修費用として、数千万円程度を想定しています。(着手後半年程度)
- その他については、交換機のデータ変更、事業者間精算システムの改修が必要です。(費用は数百万円、期間数ヶ月)
- トラヒック見合いですが、伝送路の増強が必要な場合があります。

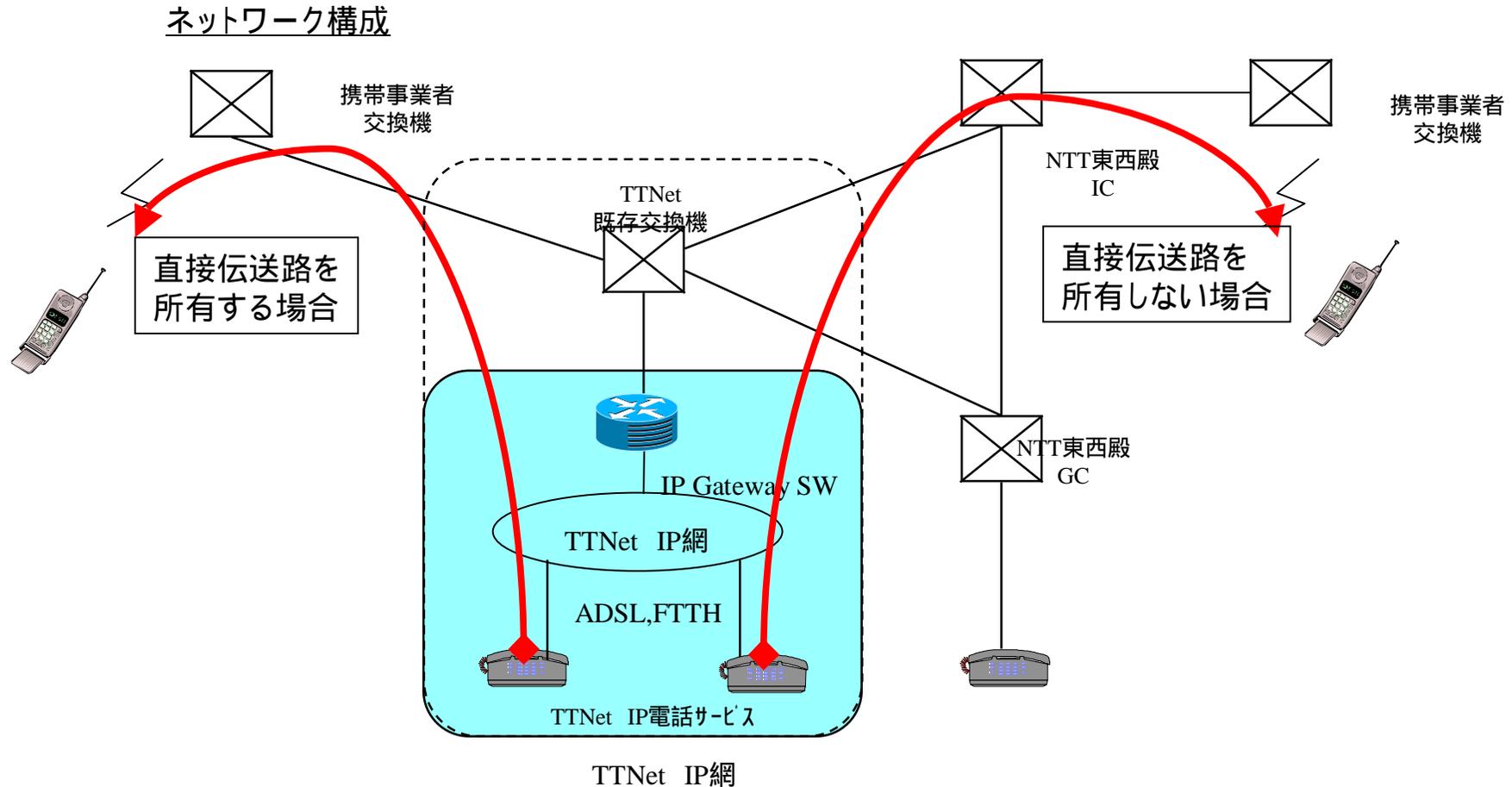
Q: 貴社は、IP電話発携帯電話着の接続形態においてどの事業者が料金設定をすべきと考えるか。固定電話発携帯電話着と同じと考えるべきか、それとも、例えば、これまでの経緯、料金体系等といった点において異なる要素があると考えるか。

< 弊社意見 >

基本的には、固定発携帯着と同じと考えます。

- 前述のとおり、基本的には、「当該接続に関わる事業者全てが設定可能であり、料金設定を希望する事業者が設定すべき」と考えます。
- IP電話サービスについては、本格的なサービスが始まりつつある黎明期にあり、今後、事業者の創意工夫により、様々な接続形態が出現すると想定されます。したがって、料金設定権を固定的に決めることは得策ではないと考えます。

IP電話について、ネットワーク構成(特に、携帯電話とどの階層で接続するのかといった点を含む。)及びその料金等に対する考え方をご説明いただきたい。



< 料金について >

弊社IP電話サービスにつきましては、商用化に向けて検討している段階ですが、発信側の利用者料金に対して、弊社が料金設定したいと考えます。

携帯事業者の接続料水準について(補足意見)

< 弊社意見 >

発側固定事業者に料金設定権を認めるならば、携帯事業者の接続料を現状よりも値上げせざるを得ないというような報復的行為は認められない。